

令和7年度「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」登載事業
J R 駅前等賑わい創出事業
イルミネーション等企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

J R 駅前等賑わい創出事業イルミネーション等企画運営業務

2 事業目的

J R 島田駅北口駅前広場及びその周辺の中心市街地において、イルミネーションやオブジェ等を設置し、まちなかの賑わい創出を図る。

3 業務内容

本業務は企画・デザイン、申請手続き、設営・保守、撤去について、一括して発注するものであり、業務内容は以下のとおりである。

- (1) イルミネーションやオブジェ等の企画・デザイン
- (2) イルミネーションやオブジェ等の設営、保守管理、撤去及び原状復旧
- (3) 点灯式の企画・運営
- (4) ポスターやチラシ、SNS等の広報媒体を活用した周知活動
- (5) 各種許可及び使用申請等の手続き
- (6) 本業務全体の運営管理・実績報告

4 実施会場※

島田駅北口駅前広場・J R 駅構内（階段等）、島田駅前停車場線（歩道）

※別図を参照のこと。

5 業務実施期間

契約締結日の翌日から令和8年2月6日(金)まで

- (1) イルミネーション点灯期間及び点灯時間
点灯期間：令和7年11月22日(土)から令和8年1月30日(金)まで
点灯時間：原則として午後5時から午後10時まで
- (2) 会場設営期間
令和7年10月31日(金)から令和7年11月21日(金)まで
- (3) 会場撤去期間
令和8年1月31日(土)から令和8年2月6日(金)まで

6 業務実施における必須事項

- (1) イルミネーションやオブジェ等の企画・デザイン
 - ① 装飾は原則として契約前の発注協議において決定したものに沿って行うこと。

- ② 本業務におけるイルミネーションデザインや企画などに関する著作権及びその他無形財産権は全て島田市に帰属するものとする。
- ③ 「地球上でもっとも緑茶を愛する街」島田をPRするため、緑色のイルミネーションやオブジェを取り入れること。
- ④ 使用する電球は全てLED電球を使用し、省エネ・節電・環境の配慮に努めること。

(2) イルミネーションやオブジェ等の設営、保守管理、撤去及び原状復旧

- ① イルミネーション装飾、オブジェ等の設置箇所がわかる設計図（平面図）を作成し、契約日から30日以内に発注者へ提出すること。
- ② 設営作業に入る前に現況写真を撮影すること。
- ③ イルミネーション等の設置・撤去の際は、通行者及び作業員の安全確保を徹底すること。
- ④ 駅前緑地は市民によるイベント等での利用が想定されるため、電源を使用できるよう調整し、公園内に構造物を設置する場合は公園利用者と調整し、撤去等の対応をすること。
- ⑤ 設営業務の実施にあたっては可能な限り地元業者を使用すること。
- ⑥ 市の所有するイルミネーション装飾については、使用可能とする。
- ⑦ 設置されたイルミネーションやオブジェ等について、歩行者等が触れたり、強風等により転倒や破損することが予想されるため破損等が発見された場合には早急に対応すること。

(3) 点灯式の企画・運営

- ① 点灯式に必要な物品、人員はすべて受託者が手配すること。
- ② 点灯式時、露店出店をする場合、出店者に対する出店料を徴収しないこと。
- ③ 出店者に対して、露店営業許可証等の必要書類の提出を徹底させ、委託者に報告すること。
- ④ 点灯式時は、強風による影響を受けることが予想されるため、テントや備品が転倒しないように、重り等の対策をすること。

(4) ポスターやチラシ、SNS等の広報媒体を活用した周知活動

- ① プレスリリースやポスターの配架、SNSによる発信等、幅広く市民の目に留まるよう努めること。
- ② JR沿線の中部4市における連携事業であるため、各種デザインやチラシ、ポスターには、「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン（静岡市・島田市・焼津市・藤枝市）」の標記をし、各市の点灯期間を記載すること。
- ③ 告知をする場合は、事前に委託者へ連絡すること。
- ④ 本業務に関し、第三者の権利が設定されたものを使用する場合は、受託者の負担において権利者への許諾申請及び使用料の支払いを行うこと。その際、市の広報

用の利用を可能とすること。

(5) 各種許可及び使用申請等の手続き

- ① 本業務に係る各種許可及び使用申請等の手続きを行うこと。ただし、警察や土木事務所等の公的申請については委託者が行う。
- ② 委託者が求める図面等必要書類については、速やかに提出すること。
- ③ 設置作業等において車両の乗入等を要する場合は、事前に委託者と協議をすること。
- ④ 申請等に係る手数料や書類作成費用は委託費に含むものとする。

(6) 本業務全体の運営管理・実績報告

- ① 事業全体のスケジュールが決まり次第、委託者に説明をすること。また、変更となる場合は、その都度説明をすること。
- ② 来場者及び運営者の事故等に備え、必要な保険に必ず加入すること。
- ③ 歩行者等が触れることを想定し、安全性や悪戯防止に考慮し、設置物の落下や破損が生じた場合の対応、管理を徹底すること。
- ④ 事故が生じた場合は、委託者へただちに報告し、受託者が対応すること。
- ⑤ 本業務を通して想定される電力量(kWh)を把握すること。また、電気使用料については受託者負担とすること。
- ⑥ 事業完了後、遅滞なく業務報告書を提出すること。
- ⑦ 本業務を実施するにあたり、必要な部分について再委託をする場合は、委託者に報告すること。

7 その他補足事項

- (1) 点灯式当日の準備は、現場判断により急な変更をしないように、事前に作業員と打ち合わせをすること。
- (2) 受託者は委託者から書類の請求があった場合、迅速に提出すること。
- (3) 悪天候やその他不測の事態により、委託内容に変更が生じる場合は、委託者と受託者の協議のうえ、対応を決定する。
- (4) 本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に関して必要と判断するものについては、委託者と受託者の協議のうえ、委託料の範囲内で実施すること。

7 成果物

業務完了後、30日以内に、業務の過程及び実績を含めた業務報告書1部及び電子データを提出すること。